

令和4年度 地域貢献活動助成対象事業 募集案内

(一社) 三重県建築士会は建築士会会員が 参画する地域貢献活動を支援し地域の発展に 寄与することを目的に、地域貢献活動に対する活動費の助成しております。

令和4年度の募集要項を御案内させていただきます。



名張・まちづくりの会



(一社)三重県建築士会 伊勢支部

上記掲載写真は松阪中万町で行われた第10回みえ景観まちづくり会議において当助成を受けた団体の報告会風景です。
令和元年度（伊勢支部 第3回ストローでうちをつくろう）はコロナ禍により、報告会無し
令和2年度は応募無し

1. 助成の対象団体

- (1) 申請時に組織内に1年以上継続して建築士会会員である者がいる、及び**建築士会会員3名以上**が在籍している活動団体の代表者が申請することができます。
- (2) 建築士会の内部組織（支部、研究会等）の代表者

助成の対象事業

令和4年度中（R4.4.1～R5.2.28）に計画している会員が参画する以下のテーマに沿った地域貢献活動を対象といたします。（営利目的は対象外）

- (1) 地域のまちづくり
- (2) 歴史的遺産の再生と活用
- (3) 景観の保全
- (4) 居住環境の保全・改善
- (5) 自然環境の保全・整備
- (6) 福祉環境の整備
- (7) 地域住宅づくり
- (8) 地域防災づくり
- (9) その他、地域活性化、社会サービス等

* 上記の事業の対象は、継続事業であることが望ましく、以下に該当する事業は除外とされます

・地域への貢献が不明確なもの

その事業がすばらしい成果を上げることが期待できるものであっても、地域貢献へ繋がらないもの

・建築士としての職能を生かしていないもの

(一社)三重県建築士会が支援する地域貢献の趣旨として、建築士がその職能を生かした地域貢献を対象事業としている為、たとえそれが地域貢献へ寄与していたとしても、建築士の職能を生かしていないもの

*** 同一事業での助成対象期間は最大3年間といたします。**

(通算3年間助成を受けている継続事業の場合は、助成対象事業となりません)

2. 助成額

令和4年度の助成金総額 100,000円 (募集团体は3団体までとする)

一件の限度額 100,000円 (事業費の1/2を上限とする)

但し、限度額の範囲内で地域貢献活動助成評議会が決定した額（希望金額の助成ができない場合もあり得ます）

3. 助成申請の時期

令和3年12月15日（水）から令和4年2月15日（火）必着分までとします。

4. 助成の申請方法

所定の助成申請書により、三重県建築士会内事務局に申請を行なってください。

6. 助成の決定

地域貢献活動助成評議会の審査結果に基づき、助成事業及び助成金の交付を令和4年3月15日までに決定します。審査の結果は、すべての応募者に通知いたします。

7. 助成の事業報告、及び助成金交付

助成決定団体者は、その事業を令和5年2月末までに完了し、すみやかに実績報告を提出してください。実績報告書を提出して頂いた後、助成金を令和5年3月末日までに交付いたします。

その事業の成果は、事業報告会の開催を予定していますので、出席をいただき活動の発表をお願いします。

8. 申請先及びお問い合わせ先

一般社団法人 三重県建築士会内 事務局

514-0003 津市桜橋二丁目177の2 三重県建設産業会館3階

TEL 059-226-0109

URL <https://www.mie-kenchikushikai.or.jp/>